

WTO農業交渉に関するモダリティ1次案に 対する大島農林水産大臣談話

平成15年2月13日
農林水産省

- 1 ハービンソンWTO農業委員会特別会合議長が作成したモダリティ1次案については、昨日、その内容を把握し、精査しているところである。
- 2 その内容については、途上国向けの配慮に重点が置かれていることや、従来全く不十分であった輸出規制、輸出税の分野の規律強化に取り組んでいること等においては、一定の評価ができるものとする。
- 3 しかしながら、関税削減については、UR方式を採用してはいるものの、その実質は、全ての品目について例外なく関税格差を圧縮するハーモナイゼーションの考え方が色濃く取り入れられていると考えられ、非貿易的関心事項が適切に反映されていない上、各国間の負担の公平が図られていない。
- 4 更に、ミニマムアクセスの拡大、先進国の特別セーフガードの一定期間後の廃止、AMSの削減への品目別要素の導入、青の政策の削減義務、緑の政策の要件厳格化、異なる形態の輸出補助金の間の規律の不均衡等の点において、多くの国の主張と相容れない内容が含まれている。
- 5 全体として、削減の数字が極めて大きく、野心的すぎる内容であり、ルールの要素を含め、一部の輸出国の主張に偏重した内容となっている。
ドーハ閣僚宣言のマンデートに即した現実的なモダリティを確立するために必要な「柔軟性」、「継続性」、「バランス」が確保されておらず、総体として受け入れ難い内容となっており、多くの重要な点で修正を必要とするものとする。
- 6 我が国としては、多様な農業の共存を基本的目標とする我が国提案を基本に、各国が受け入れ可能な現実的かつ包括的なモダリティを3月末の目標までに確立することに向けて、引き続き全力を挙げて取り組むこととし、今週末に東京で開催される非公式閣僚会議においても、このような方針で臨むこととしたい。